

(3)確定拠出型年金への移行 (代行部分の返上を伴うケース)

概要：代行部分を返上した後、加算部分を確定拠出型年金へ移行する。現行法上、基金を解散する場合、代行部分は厚生年金基金連合会へ移管するとともに、解散基金の残余財産は解散基金加入員に分配されるが、各加入員への加算部分の分配相当額は加入員へ通知した上で運営管理機関に届け出ることとし、残余財産自体は非課税で資産管理機関へ移管できるようにする。また、代行部分は現金、有価証券等によって国へ移管する。

<代行部分返上のイメージ>

